

ジャパンレザープライドロゴマークの使用に関する規定

《総則》

目的

第1条 この規定は、日本産革の魅力を表しているジャパンレザープライドロゴマーク（以下「JLPロゴマーク」という）の使用許可における条件、手続き等を定めることによりJLPロゴマークの使用を推進し、日本産革のブランド力を高めることを目的とする。

JLPロゴマークの定義他

第2条 JLPロゴマークは別図のとおりとする。

2 JLPロゴマークに関する権利は、一般社団法人日本タンナーズ協会（以下「当協会」という）に帰属する。

使用許可者の資格

第3条 JLPロゴマークの使用の資格者は必要書類を提出し、JLP委員会（以下「所管委員会」という）の審査を経て、許可を得た日本の団体及びJLPタグの使用許可を受けた製革業者（以下「使用許可者」という）とする。

審査機関

第4条 前条に基づき設置される所管委員会の委員は、当協会の理事会で選任され、適正な審査に当たる。

使用対象となる物

第5条 JLPロゴマーク使用許可の対象となる物は次の通りとする。

- ①ポスター、チラシ等の印刷物
- ②イベントに使用するパネル等の装飾物
- ③その他当協会が特に認めるもの

使用に係る経費

第6条 JLPロゴマークの使用に係る経費については、全額使用許

可者の負担とする。

使用期間

第7条 JLPロゴマークの使用許可期間は許可された期間のみとする。

《手続き》

使用許可の申請

第8条 JLPロゴマークの使用を希望する者（以下「ロゴ申請者」という）は、JLPロゴマーク使用許可申請書（第1号様式）に必要書類を添付して、当協会に提出しなければならない。

使用許可の決定

第9条 当協会へ、前条の使用許可の申請があった場合は、所管委員会が審査の上、速やかに許可の可否を決定する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは許可しない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして利用するおそれのあるとき。
- (3) 当協会の信用又は品位を害すると認められたとき。
- (4) その他許可することを当協会が不相当と認めたとき。

2 当協会は、前項の規定により使用許可を決定したときは、JLPロゴマークデータを送付するとともに、JLPロゴマーク使用許可決定通知書（第2号様式）により、当該ロゴ申請者に通知する。

3 当協会は、第1項の規定により不許可を決定したときは、その理由を付したJLPロゴマーク使用不許可通知書（第3号様式）により、速やかに当該ロゴ申請者に通知する。

使用上の遵守事項

第10条 前条の規定により使用許可者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請内容に沿った適正な使用を行うこと。

- (2) J L P ロゴマークを使用して虚偽行為や悪意を持った行為を行わないこと。
- (3) 使用の権利の譲渡、又は転貸しをしないこと。
- (4) 許可無く編集及び改編して異なった形で使用しないこと。

調査

- 第11条 当協会は、使用許可者に対して必要に応じ J L P ロゴマークの使用状況の確認調査を実施することができる。
- 2 使用許可者は前項に規定する調査の際、求められた資料の提出等誠実に応じなければならない。

使用許可の取り消し

- 第12条 当協会は、使用許可者が次の各号のいずれかに該当する場合は警告を行い、改善が見られないときは使用許可を取り消し、その旨を当該使用許可者に通知する。
- (1) 第10条の遵守事項に違反した場合。
 - (2) 偽りの申請その他不正行為によって、使用許可を受けた場合。
 - (3) 虚偽行為により第三者に損害を与えるような使用をした場合。
 - (4) 許可期間以外の期間に使用している場合。
 - (5) その他当協会もしくは所管委員会が適当でないと認めた場合。
- 2 前項の規定により使用許可の決定を取り消したときは、J L P ロゴマーク使用許可取り消し通知書（第4号様式）により、当該使用許可者に通知する。

罰則

- 第13条 当協会は、前条第2項に該当する違反者に対して、J L P ロゴマークを使用した物件の回収を求めることがある。また、通知日から3年間の使用許可申請の禁止及び当協会ホームページにて違反者の社名と代表者名を1年間公示する。

その他

- 第14条 J L P ロゴマークの使用に起因する問題が生じたときは、

使用許可者が速やかに対処するものとし、当協会は一切の責任を負わない。

第15条 この規定に定めるもののほか使用・管理につき必要な事項又は疑義が生じた事項については関係者と協議のうえ、決定する。

附則

・平成26年6月23日開始

別図

JLPロゴマーク

●タテ組(基本形)



●タテ組(小サイズ用)



●マークのみ



●ヨコ組



●タテ組(基本形)



●タテ組(小サイズ用)



●マークのみ



●ヨコ組



- ロゴデザイン、書体は変更不可。
- 上記4タイプ以外の組みは、原則使用不可。
- 可読出来ないサイズ、加工は、原則使用不可。
- 印刷の場合のロゴ色は、原則モノトーンとする。

受付欄	
-----	--

様式第1号（第8条関係）

（一社）日本タンナーズ協会

会長 森脇 繁行 様

住 所

（申請者）名 称

役職・代表者氏名

㊟

ジャパンレザープライドロゴマーク使用許可申請書

ジャパンレザープライドロゴマークの使用に関する規定第8条により同ロゴマークを使用したいので、下記のとおり申請します。

名 称	
使用区分 (該当する番号 に○をつけて ください)	① ポスター、チラシ等の印刷物 ② イベントに使用するパネル等の装飾物 ③ その他 ()
具体的な内容 (制作物・配布数量 ・サイズなど)	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
連絡先	担当者名 : 電話番号 : FAX : E-MAIL :

※添付書類（1）概要の分かる資料（企画書等）

（2）企業、団体等の概要が分かる資料（パンフ等）

様式第2号（第9条関係）

____年 ____月 ____日

住 所

名 称

役職・代表者氏名

様

（一社）日本タンナーズ協会

会長 森脇 繁行

ジャパンレザープライドロゴマーク使用許可決定通知書

ジャパンレザープライドロゴマークの使用に関する規定第9条2項により、〇〇年〇月〇日付で申請のありました件について、使用の許可を決定しましたので通知します。また、許可番号は「ロゴ第〇号」とします。

なお、使用にあたってはジャパンレザープライドロゴマークの使用に関する規定を遵守のうえ下記の点に留意してください。

- ① 使用期間は許可期間の〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日です。
- ② 使用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- ③ 使用に起因する問題が生じた場合には、使用許可者が速やかに対処する責任を負うものとし、一般社団法人日本タンナーズ協会（以下「当協会」という）は一切の責任を負いません。
- ④ 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な利用等が認められた場合に、使用許可者に対し是正を求めるための警告を行います。
- ⑤ 使用許可者が上記の警告に応じない場合は、使用許可の取り消しその他必要な措置をとる場合があります。
- ⑥ 使用許可が取り消されたときは使用許可取り消しの日から利用することはできませんので、使用対象物の回収を求めることがあります。また、取り消しにより使用許可者に生じた損害について、当協会は一切の責任を負いません。
- ⑦ ジャパンレザープライドロゴマークの適切な使用を図るため、使用の状況、使用した制作物等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- ⑧ ジャパンレザープライドロゴマークの使用に関する規定は、必要に応じて変更することがあります。

様式第3号（第9条関係）

____年 ____月 ____日

住 所

名 称

役職・代表者氏名

様

（一社）日本タンナーズ協会

会長 森脇 繁行

ジャパンレザープライドロゴマーク使用不許可通知書

ジャパンレザープライドロゴマークの使用に関する規定第9条3項により、〇〇年〇月〇日付で申請のありました件について、審査の結果、下記の理由により不許可となりましたので通知します。

記

不許可の理由

以上

様式第4号（第12条関係）

____年 ____月 ____日

住 所

名 称

役職・代表者氏名

様

（一社）日本タンナーズ協会
会長 森脇 繁行

ジャパンレザープライドロゴマーク使用許可取り消し通知書

ジャパンレザープライドロゴマークの使用に関する規定第12条2項により、〇〇年〇月〇日付「ロゴ第〇号」で許可したジャパンレザープライドロゴマークの使用について、警告後の改善がありませんでしたので、検討の結果、下記の理由により許可を取り消したことを通知します。なお、同規定第13条のとおり、下記の罰則処置を行います。

記

1. 取り消し理由

2. 罰則処置

以上